「主治医がケア指示書」

特別支援学校　県教委が改正案

特別支援学校での医療的ケアのあり方を考える運営協議会の今年度最終会合が17日、県看護協会（鳥取市江津）であり、医療的ケアの実施要項の改正や県立鳥取養護学校の改善状況について協議した。

県教委はケアの実施方法の改正案を提示。これまでは、保護者がケアの申請書を主治医の意見書と併せて学校に提出し、それを基に校医が指示書を作成。指示書の内容を校内委員会で検討するとしていた。今後は「子どもの状態をより理解している」として主治医が指示書を作り、学校は内容を校医に確認した上で校内委員会で検討するとした。

委員からは「保護者、主治医、学校の三者で話す場が必要では」「指示書通りにケアした看護師に、どうだったか意見を聞く必要もあるのでは」などの声が挙がった。県教委は意見を踏まえて修正し、今年度中に要項を改正する方針。また前回会合で明らかにした「ヒヤリハット」と「アクシデント」の分類は来年度から適用するという。

一方、県教委はケアが必要な子どもの「新たな学びの場」を提案。現在、通学▽訪問▽院内学級――の教育形態があるが、自宅から病院など医療環境が整備された場所に通学する案が出された。委員らは「十分な議論が必要」と慎重な姿勢を示し、来年度以降の会合に持ち越された。

この日、委員らは鳥取養護学校を視察した。会長の仲野真由美・鳥取看護大准教授は「改善の努力が見えた」と話した。

【小野まなみ】

2015年11月18日　毎日新聞（鳥取版）